

オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの
取組に関するガイドライン（改訂版 素案）

平成〇年〇月版

国土交通省 政策統括官付

目次

第1章	はじめに	1
1-1	本ガイドラインの目的	1
1-2	本ガイドラインの構成	2
第2章	歩行者移動支援サービスについて	4
2-1	ユニバーサル社会の構築に向けた社会的状況	4
(1)	誰もが活躍できる社会へ	4
(2)	進展目覚ましいICTの普及	5
(3)	ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入へ	5
2-2	歩行者移動支援サービスとは	6
2-3	歩行者移動支援サービスの仕組みと各構成要素の現状と課題	7
(1)	歩行者移動支援サービスの構成要素	7
(2)	情報データの構成	7
(3)	ソフトウェア	9
2-4	オープンデータの必要性和可能性	10
2-5	市町村の役割と取組体制について	12
(1)	市町村の役割について	12
(2)	取組体制について	14
第3章	データのリストアップ	15
(1)	データのリストアップの考え方	15
(2)	各地域の課題やニーズを把握する方法	17
第4章	データの収集・作成	18
4-1	既存データサイトの活用	18
(1)	歩行者移動支援サービスに関するデータサイト	18
(2)	国土数値情報 ダウンロードサービス	21
(3)	地理院タイル	22
(4)	DATA.GO.JP	23
(5)	その他の主体が運営するデータサイト	23
4-2	新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合	24

(1)	庁内に存在するデータの収集.....	24
(2)	庁外に存在（民間団体等が保有）するデータの収集.....	25
(3)	歩行空間ネットワークデータの作成.....	27
(4)	データの作成・加工について.....	28
第5章	データの公開.....	31
5-1	データの公開方法.....	31
5-2	公開するデータの利用ルールのあり方.....	33
(1)	データ保有者が公開するデータの著作権等の位置づけ.....	33
(2)	データ保有者が公開するデータの利用ルールについての基本的な考え方.....	33
(3)	採用すべき利用ルールと表示方法.....	34
第6章	データを活用したサービスの提供.....	38
6-1	オープンデータの活用によるサービス提供の現状.....	38
6-2	データ利用者への情報提供.....	39
(1)	歩行者移動支援サービスの対象者への配慮すべき事項.....	39
(2)	開発したアプリケーションに関する情報収集.....	39
(3)	データに関する要望・ニーズの把握.....	40
(4)	既存の地域関連情報等の提供.....	40
第7章	おわりに.....	41

【付録集】

I. 「オープンデータによる歩行者移動支援の普及促進に向けた提言」

II. 事例集①：オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組

1. 神奈川県鎌倉市での取組事例
2. 島根県松江市での取組事例
3. 福岡県大牟田市での取組事例
4. 東京都文京区本郷地区でのイベント（本郷プロジェクト）の事例

III. 事例集②：ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業

1. 東京都中央区銀座地区の事例【平成23年度】
2. 京都府京都市（嵐山）地区、宇治市地区の事例【平成23年度】
3. 北海道函館市地区の事例【平成23年度】
4. 長崎県長崎市地区の事例【平成23年度】
5. 北海道旭川市地区の事例【平成24年度】
6. 福島県いわき市地区の事例【平成24年度】
7. 群馬県渋川市（伊香保）地区の事例【平成24年度】
8. 三重県伊勢市地区の事例【平成24年度】
9. 奈良県明日香村地区の事例【平成24年度】
10. 福島県福島地区の事例【平成25年度】
11. 東京都狛江地区の事例【平成25年度】
12. 静岡県下田地区の事例【平成25年度】
13. 兵庫県豊岡地区の事例【平成25年度】
14. 島根県松江地区の事例【平成25年度】

IV. 事例集③：オープンデータ等に先進的に取組む地方公共団体等の事例

■オープンデータに先進的に取組む地方公共団体

1. 福井県鯖江市の事例
2. 神奈川県横浜市の事例
3. 福島県会津若松市の事例

■オープンデータを活用したコンテスト

1. 国土交通省・内閣府 防災アプリの公募
2. 東京メトロ オープンデータ活用コンテスト

V. オープンデータの利用ルール

1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0
2. DATA.GO.JP の利用規約
3. 政府標準利用規約（第1.1版：コンテンツ公表者拡大版）
4. 政府標準利用規約（第2.0版）

第1章 はじめに

1-1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、高齢者や障害者等も含め、より多くの人々がICT（情報通信技術）を活用した歩行者移動支援サービス¹を受けられるよう、その全国的な普及促進を目的とし、市町村等が各地域で実際に取り組を進める際の参考なる手順や考え方等について解説しているものです。

なお、本ガイドラインは、平成26年6月に設立した「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」²（委員長：坂村健東京大学大学院教授）においてとりまとめられた「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」（平成27年4月版）³を踏まえ、従来の「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」（平成26年3月版）⁴を大幅改訂したものです。

「歩行者移動支援サービスの普及促進のためにはオープンデータ⁵の考え方を積極的に推進することが必要不可欠」という上記の提言に基づき、本ガイドラインではオープンデータの活用を前提としている点がこれまでのガイドラインとは異なります。

従来のように、サービス提供者として市町村が中心となってサービス提供に至るまでの全ての作業を一貫して担うのではなく、今後は、オープンデータを活用した多様なサービスが民間の様々な主体の参画により展開されている状況を目指していきます。

1 歩行者移動支援サービスの内容や仕組み、それが求められる背景等については、「第2章 歩行者移動支援サービスについて」で詳しく解説していますので、参照してください。

2 委員会の資料や議事録等の詳細については、以下のホームページを参照してください。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000020.html

3 「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」（平成27年4月版）については、付録1を参照してください。

4 「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」（平成26年3月版）は、歩行者移動支援システムを用いた本格的なサービス展開に向け、多様な測位技術や場所情報コード等を活用しながら継続的にサービス提供を行うビジネスモデルの構築を含めた一連の取組を支援する取組として、平成23年度から25年度にかけて全国14箇所で実施した「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」の成果を踏まえ作成したものです。詳細は、以下のホームページを参照してください。
<http://www.mlit.go.jp/common/001041962.pdf>

5 オープンデータについては、「第2章 2-4 オープンデータの必要性と可能性」で詳しく解説していますので、参照してください。

1-2 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、図1-1及び下記に示すとおりです。

「第1章 はじめに」では、本ガイドラインの目的と構成について解説しています。

「第2章 歩行者移動支援サービスについて」では、歩行者移動支援サービスに関して、その導入や普及が必要となる社会的な背景や、歩行者移動支援サービスの仕組みとそのサービスの提供にあたり必要な要素・技術、効率的なサービスの普及に不可欠なオープンデータの考え方や関連する政府の取組状況、さらに、オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの展開にあたって市町村に求められる役割等について詳しく解説しています。

第3章から第6章は、実際にオープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組を進めるにあたっての各段階における手順等について解説しています。

「第3章 データのリストアップ」は、まずはサービスの提供に向けて予め準備しておくべきデータのリストアップを行う段階であり、必要となる作業等について解説しています。この段階では、主に市町村が中心となって作業等を行うことが想定されます。

「第4章 データの収集・作成」では、前章でリストアップしたデータのオープンデータ化に向け、データの収集、あるいは必要に応じて作成や加工を行う等の段階であり、ここで必要となる作業等について解説しています。収集する各種情報データについては、市町村が保有しているものだけではなく、民間団体も含む様々な主体が保有している場合も多いと考えられます。したがって、行政以外の民間団体等からもデータの提供について協力をいただく必要があり、この調整には市町村が中心的な役割を果たすことが求められると想定されます。

「第5章 データの公開」は、データの公開方法や公開するデータの利用ルールのあり方等、オープンデータ化を行う段階であり、ここで必要となる作業やその考え方等について解説しています。この段階では、主に市町村が中心となって作業等を行うことが想定されます。

「第6章 データを活用したサービスの提供」では、オープンデータを活用したサービスが民間団体等様々な主体から提供される段階、つまり、オープンデータからアプリケーションが作成される段階であり、市町村には、サービス提供を促すための仕掛けとしてのイベントの企画・開催等が求められると想定されます。

付録集には、今後歩行者移動支援サービスに取組む際の参考となるように、オープンデータを活用して歩行者移動支援サービスに先進的に取組む地方公共団体の事例や歩行者移動支援に関する現地事業を実施した事例等、これから歩行者移動支援サービスを開始する地域の参考となる具体的な事例を中心に記載しています。

第3～6章で、取組の各段階における具体的な手順等を解説

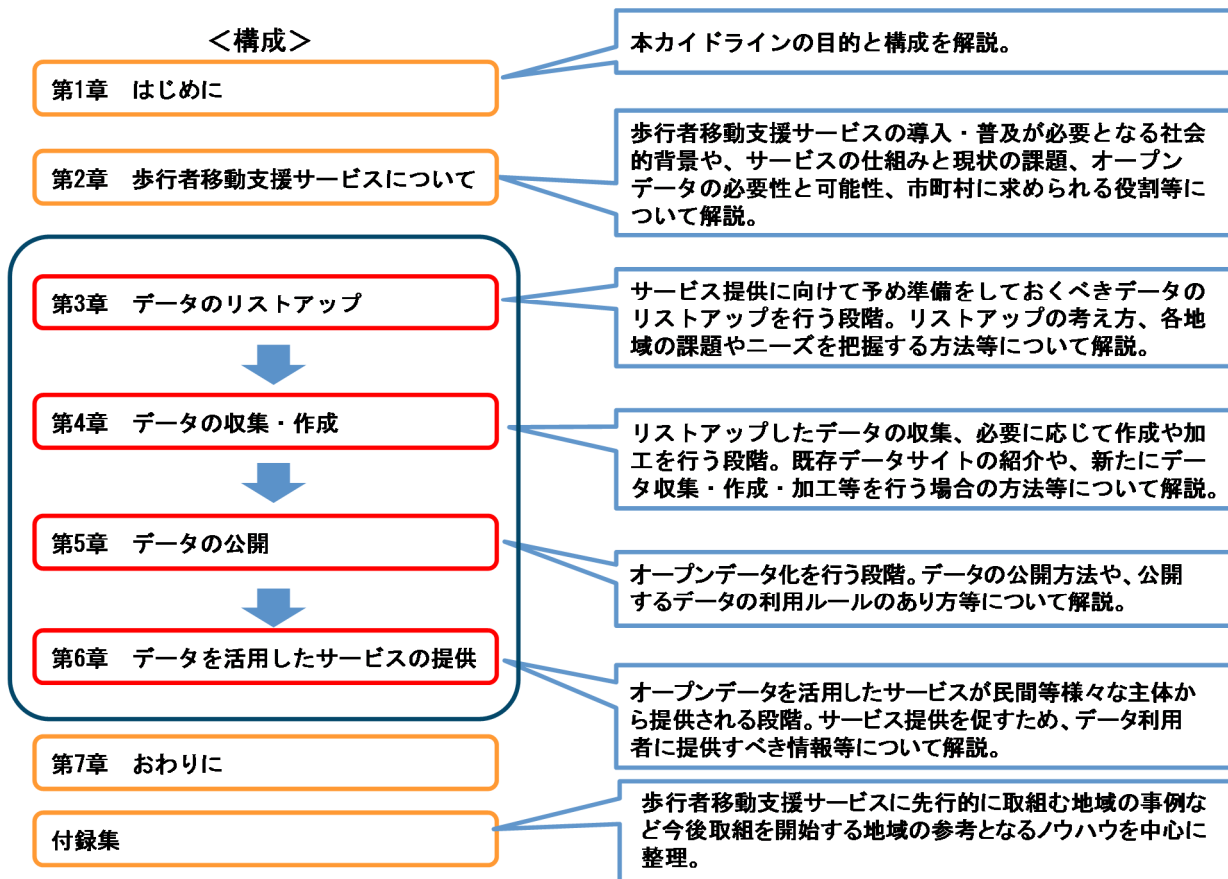


図 1-1. 本ガイドラインの構成

第2章 歩行者移動支援サービスについて

2-1 ユニバーサル社会の構築に向けた社会的状況

(1) 誰もが活躍できる社会へ

我が国は、急速な少子高齢化の進行による人口減少局面に入っており、今後、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えます。

少子高齢化に伴う、我が国の労働力不足、経済社会の持続的発展への影響が懸念される中、豊かで活力ある社会を築き、維持・発展していくためには、身体的状況や年齢、言語等に関わらず、自らの意志で自立的に移動し、社会のあらゆる活動に参加でき、すべての人が持つ力を発揮して、支え合う「ユニバーサル社会」を構築していく必要があります。

ユニバーサル社会の構築に向けて、我が国では、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を目的とした、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が平成6年に制定されました。また、公共交通機関とその周辺地域のバリアフリー化を目的とした、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が平成12年に制定されました。また、平成18年には、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、身体障害者のみならず全ての障害者を対象とし、都市公園等を新たに対象施設として追加・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定され、一体的・総合的なバリアフリー施策が、ハードとソフトの両面で推進されています。

また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者差別解消法」が施行されました。

(2) 進展目覚ましいICTの普及

近年はICT（情報通信技術）が目覚ましく発展してきており、スマートフォンやタブレット等の携帯情報端末の普及が進む等、生活のあらゆる面においてICTが浸透しつつあります。

障害者等においても、移動手段等の情報入手やコミュニケーションの場面での活用が可能となっており、ICTを利活用することにより、自立的な移動を支援するほか、コミュニティ活動や在宅での就業といった社会参加活動が可能になる等、様々な場面でICTの活用が進んでいます。

(3) ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入へ

国土交通省では、「ユニバーサル社会」の実現に向けた取組の一環として、身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」社会参加や就労、観光等に必要となる「移動経路」、「交通手段」、「目的地」等の情報を入手することができる環境を全国的に整備していくための取組を実施しています。

屋外の歩道や地下通路等には、利用する人の身体的状況やニーズによっては、通行の妨げとなる階段や段差等の障害物（バリア）が多種多様にあります。これらのバリアは、スロープやエレベータを設置することにより、ハード面からの対策が進められていますが、これらの対策は段階的に整備されていくものです。そのため、ハード面からの対策だけでなく、ICTを活用し、ソフト面からバリアフリー化を補完する役割も重要であり、バリアフリー経路や整備されたバリアフリー施設を、歩行者へ広く周知し、移動をソフト面から支援する歩行者移動支援サービスの取組が求められています。

2-2 歩行者移動支援サービスとは

歩行者移動支援サービスとは、人のスムーズな移動や活動等に必要となる施設や経路等に関する情報を、スマートフォンやタブレット等の携帯情報端末等から入手することにより、個々人の身体的特性や移動シーンに応じた支援を行うサービスのことを指しています。

例えば、既に民間企業等から提供されている健常者向けの最短経路案内等のサービスに加え、車いす使用者やベビーカー利用者に段差の少ない経路やエレベータを利用する経路等、健常者が利用する経路とは異なる経路を案内したり、また、視覚障害者に対しては視覚障害者誘導用ブロックによる案内や音声・振動による案内を提供したりする等、個々人の身体面等のニーズにできるだけきめ細かく対応したサービス等もあります（図2-1）。

国土交通省がこれまで実施してきた現地事業⁶等で実際に提供されているサービスの事例を事例集①・②に掲載していますので参照してください。

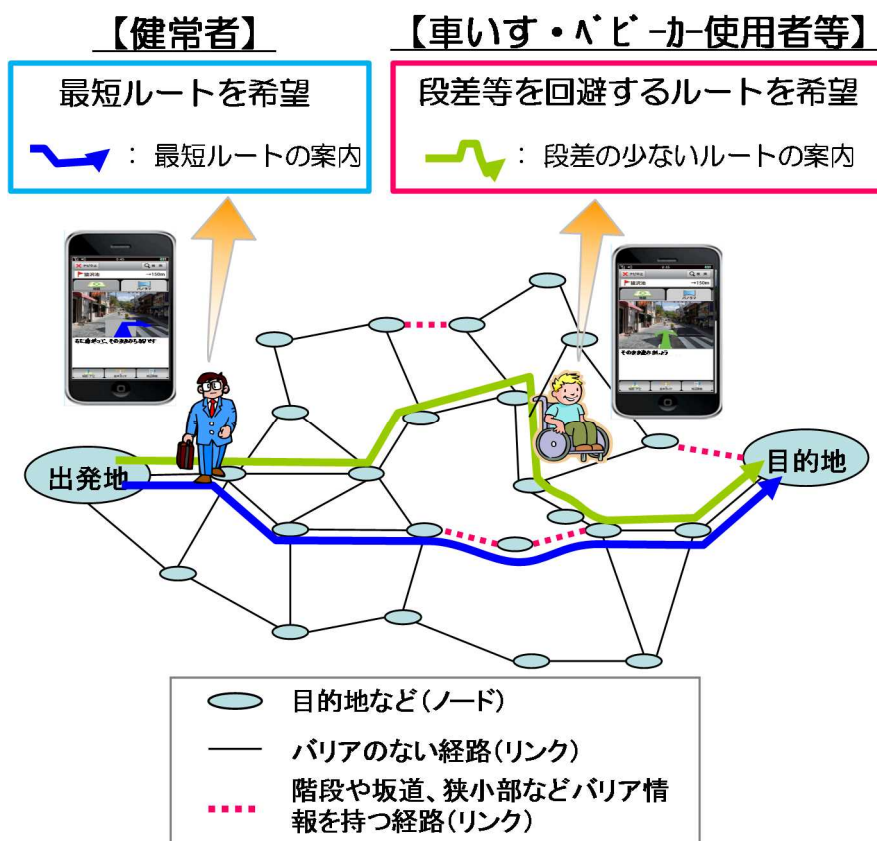


図2-1. 歩行者移動支援サービスのイメージ

⁶ 「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」。歩行者移動支援システムを用いた本格的なサービス展開に向け、多様な位置特定技術や場所情報コード等を活用しながら継続的にサービス提供を行うビジネスモデルの構築を含めた一連の取組を支援するため、平成23年度から25年度にかけて、全国14箇所で実施した事業。

2-3 歩行者移動支援サービスの仕組みと各構成要素の現状と課題

(1) 歩行者移動支援サービスの構成要素

歩行者移動支援サービスの提供にあたっては、一般的に「測位技術」、「携帯情報端末」、「情報データ」の3要素が必要となります(図2-2)。

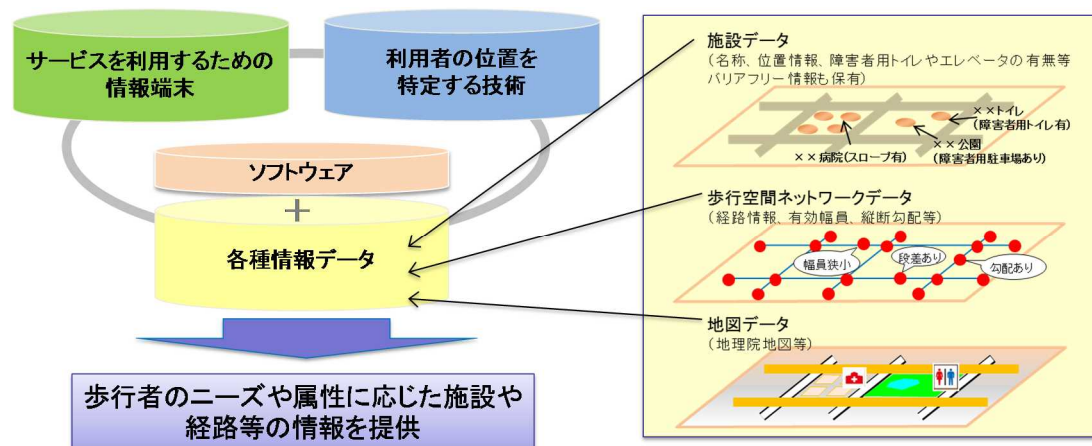


図2-2. 歩行者移動支援サービスの構成要素

①測位技術

移動中の歩行者が自身の位置を知るための技術です。屋外では、GPSを利用し、おおよその位置特定が可能です。また、準天頂衛星や屋内位置特定技術等、GPSを補完する測位技術も産学官が連携して開発中であり、今後、その精度や適用範囲の向上・拡大が期待されています。

②携帯情報端末

移動中の歩行者が歩行者移動支援サービスを受けるために必要な装置です。近年、GPSの受信が可能なスマートフォンやタブレット等の携帯情報端末が急速に普及し、多くの歩行者が日常的にそれらを携帯し、それらを介して様々なサービスを受けられる環境が整ってきています。このため、歩行者移動支援サービスにおいても、これら携帯情報端末を活用することで、誰もが身近に容易にサービスを受けられるようになりつつあります。

③情報データ

歩行者移動支援サービスの提供にあたって必要な情報やデータであり、「地図データ」、「施設データ」、「歩行空間ネットワークデータ」等で構成されています。

(2) 情報データの構成

①地図データ

地図を電子化したデータです。地図データの整備状況は、屋外と屋内で大きく異なって

います。屋外の地図データについては、国土交通省国土地理院が提供している地理院タイル⁷や、民間企業が提供している地図データを利用できます。一方、屋内の地図データについてはほとんど整備が進んでおらず、その整備手法等が課題となっているため、国土交通省においても検討を進めています⁸。

②歩行空間ネットワークデータ

歩行経路を表す「リンク」と「ノード」で構成され、経路の種類や段差、有効幅員等、経路に関する情報を持たせることができるデータです（図2-3）。これを作成することで、経路検索や経路誘導を行うサービスの提供が可能となります。歩行空間ネットワークデータを整備するための仕様として、国土交通省が「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案（改訂版）」⁹を平成29年3月に公表しています。従前の仕様では、歩行空間ネットワークデータの作成に要する費用が大きいという課題等があったことから、改訂版では地域のニーズに応じて段階的な整備が可能となるよう仕様の簡素化を図っています。参考までに、整備済みの歩行空間ネットワークデータは「歩行者移動支援に関するデータサイト」¹⁰にも掲載しています。

国土交通省では、前述のバリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想の重点整備地区における「生活関連経路」を中心に地域のニーズに応じて対象路線を絞り込むことや簡易にデータを整備できるツールを利用する等、効率的に歩行空間ネットワークデータを整備する手法について検討を行っています¹¹。

7 詳細は、「第4章 4-1（3）地理院タイル」を参照してください。

8 詳細は、国土交通省国土政策局の「高精度測位社会プロジェクト」のホームページを参照してください。（http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk1_000079.html）

9 詳細は、以下の URL を参照してください。（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html）

10 詳細は、「第4章 4-1（1）歩行者移動支援に関するデータサイト」を参照してください。

11 なお、歩行空間ネットワークデータの整備方法等については、国土交通省政策統括官付の歩行者移動支援施策担当まで個別にご相談ください。

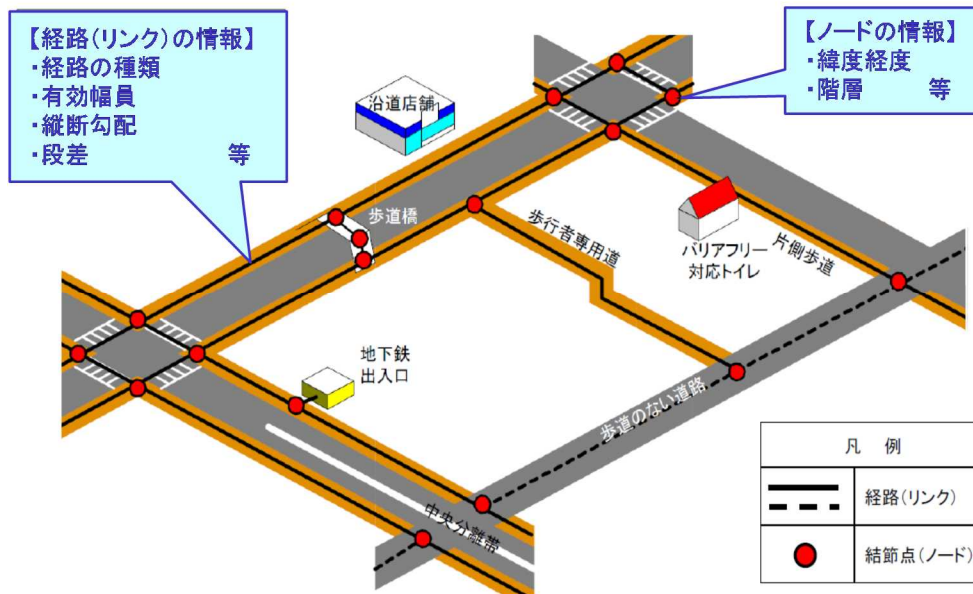


図 2-3. 歩行空間ネットワークデータのイメージ

③施設データ

公共施設や民間施設等の各施設の位置や名称、バリアフリー設備等に関するデータです。これは主に施設管理者がデータを保有していると考えられますが、施設管理者が多岐にわたるため、個別にデータを収集すると多くの時間と労力がかかり、また、データの更新作業も困難となります。これまで実施した現地事業¹²等では、データの収集や管理、更新等をサービス提供者が自ら行わざるを得なかったため、ここが重大な課題の一つとなっていました。施設データを整備するための仕様としては、国土交通省が「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案（改訂版）」を公表し、対象となる施設の例や収集すべき施設のバリアフリー情報等を示しています。

(3) ソフトウェア

ソフトウェアは、測位技術、携帯情報端末、各種情報データを組み合わせて、歩行者の身体的状況やニーズ、現在位置情報等に基づき、歩行者に必要な情報を提供する各種サービスを行うための、携帯情報端末内の OS やアプリケーション等のプログラムのことです。

歩行者移動支援サービスの例としては、スマートフォンやタブレット等の携帯情報端末を利用して階段や段差等を避けるバリアフリー経路案内やバリアフリー施設情報の提供等、様々なソフトウェアが考えられます。

¹² 注釈 6 と同じ。

2-4 オープンデータの必要性和可能性

データの収集や管理、更新等に関して現在抱えている課題を解決するためには、近年、国際的に取組が進められ、我が国においても官民が連携して強力に取り組んでいるオープンデータの考え方を積極的に推進することが必要不可欠と言えます。

オープンデータとは、「営利目的も含めた二次利用が可能なルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」¹³のことであり、オープンデータの導入により、経済の活性化や新事業の創出、官民協働による公共サービス（防災・減災を含む）の実現、行政の透明性・信頼性の向上等が期待されています¹⁴。

また、オープンデータは、地域の課題の解決を住民や民間企業と連携して実現するための有効かつ効率的な手段であると同時に、行政内部においても必ずしも行政事務の負荷を増大させるものではなく、中長期的には行政事務の効率化につながることも少なくないとも言われています¹⁵。

我が国では、平成24年7月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）（本部長：内閣総理大臣）において「電子行政オープンデータ戦略」が決定され、オープンデータの取組が本格的に開始されました（図2-4）。平成26年10月には、政府のデータカタログサイト「DATA.GO.JP」¹⁶が本格運用を開始し、そこでは現在、国が保有する統計や運輸・観光等の様々なデータセットを公開しています。また、平成28年5月にはIT 総合戦略本部において、官民一体となったデータ流通の促進を目的に「オープンデータ2.0」¹⁷が決定され、課題解決のためのオープンデータの取組が推進されています。

その他、様々なG空間情報を取扱うプラットフォームとして、平成28年秋に「G空間情報センター」が正式運用されており、歩行者移動支援サービスに役立つ様々なG空間情報を収集できます。

このようにオープンデータの取組が推進されることで、歩行者移動支援サービス提供に必要な各種情報データがオープンデータ化され、より多くの人々がそれらのデータを自由に利用して多様なサービスを提供することが可能となります。その結果、あらゆる人が社会に参

¹³ 「オープンデータガイド～オープンデータのためのルール・技術の手引き～第2.1版」（平成28年6月22日 一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構）p.19を参照してください。（http://www.vled.or.jp/results/OpenDataGuide_v21_fix.pdf）

¹⁴ 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 平成26年6月19日改定）p.2を参照してください。（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>）

¹⁵ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成27年2月12日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）p.2より引用。（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/pendate_guideline.pdf）

¹⁶ 詳細は、DATA.GO.JPのホームページ（<http://www.data.go.jp/>）を参照してください。また、「第4章4-1（4）DATA.GO.JP」でも概要を解説しています。

¹⁷ 詳細は、下記URLを参照してください。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/pendata2/data_sokushin.pdf

画し活躍できるユニバーサルな社会の構築にも寄与するサービスが提供されることが期待されます。

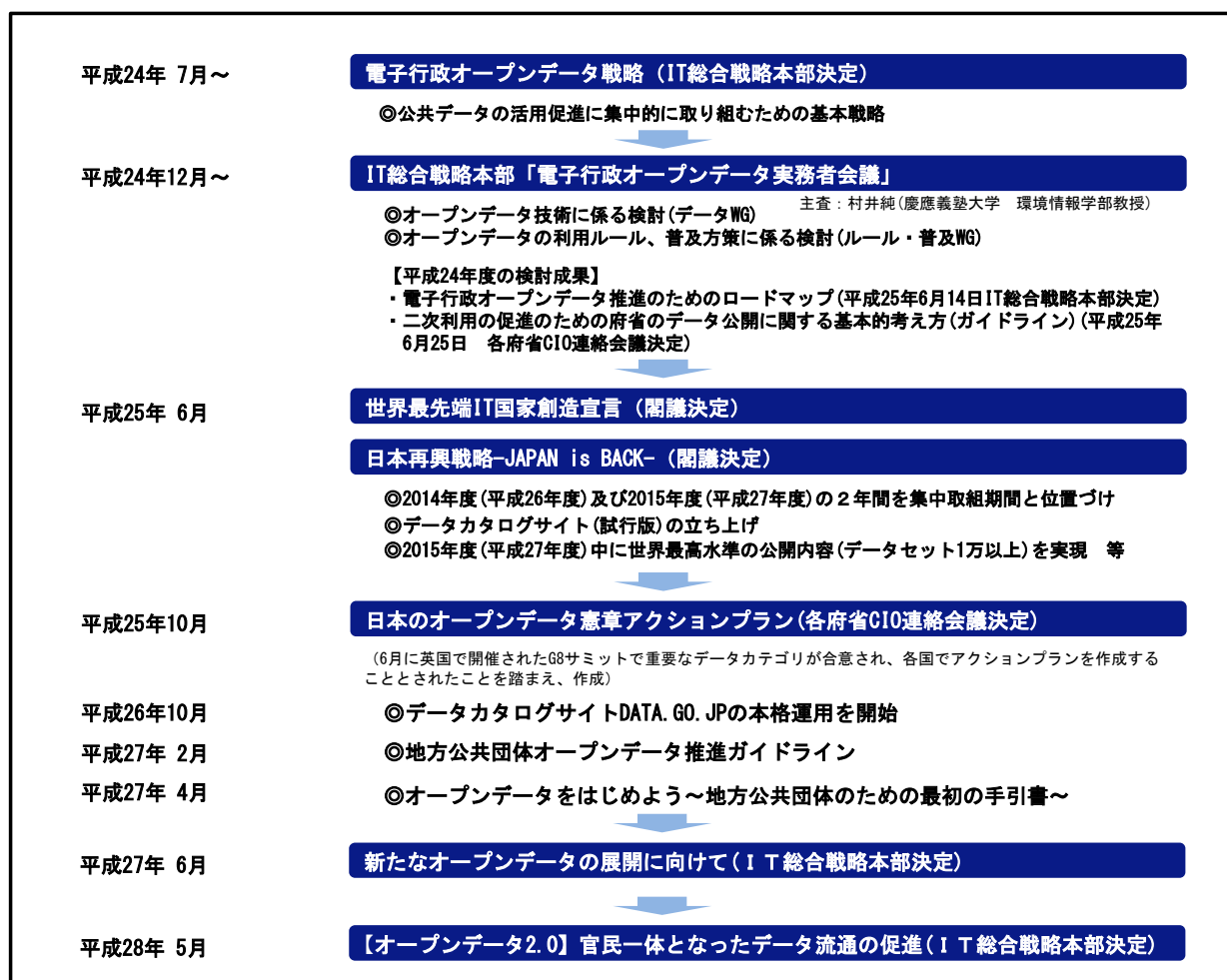


図 2 - 4. 政府によるオープンデータ関連戦略の歩み

2-5 市町村の役割と取組体制について

(1) 市町村の役割について

オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを全国的に展開していくためには、基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。市町村には、歩行者移動支援に資するデータのオープンデータ化のための取組を積極的に進め、また、それらのオープンデータが民間事業者等様々な主体により利活用され、多様なサービスが生み出されるような取組を主体的に担っていくという役割が求められます(図2-5)。

国土交通省が過去に実施した現地事業¹⁸等における歩行者移動支援サービスの提供にあっても、これまで市町村が中心的な役割を果たしてきました。一方で、市町村が単独で、「課題・ニーズの把握」から「データの収集・作成」、「サービスの提供」までの多岐にわたる役割全てを担っていたが故に、提供できるサービスも特定のサービスとならざるを得ず、多様な利用者からの様々なニーズへのきめ細かな対応が十分に行うことができていなかった可能性があります。

そこで今後は、オープンデータの活用により、市町村の役割は関係団体等と連携したデータの収集、公開(オープンデータの整備)や、データの利活用の促進(ハッカソン¹⁹、コンテスト等のイベントの開催等)に重点を置き、サービス提供は民間事業者やNPO、公的機関等も含め多様な主体に委ねることが望ましいと考えられます。これによって、より多くの利用者からの様々なニーズにも対応できるような多様なサービスの出現が期待できます(図2-6)。

¹⁸ 注釈6と同じ。

¹⁹ ハッカソンとは、ハック(Hack)とマラソン(Marathon)を合わせた造語で、特定のテーマに対し、グループ内で技術やアイデアを持ち寄り、サービスやアプリケーションを開発するイベントを指します。(出典:「オープンデータ取組ガイド」平成27年3月 地方公共団体情報システム機構 p.3より抜粋。)

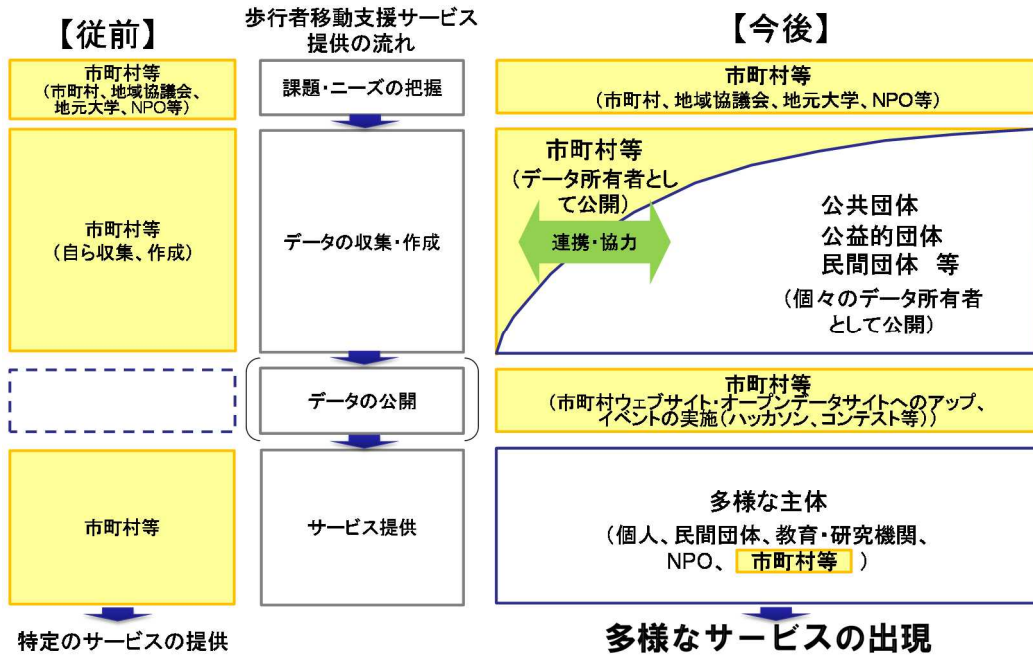


図 2-5. 歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割の変化



図 2-6. オープンデータによるサービス創出のイメージ

（２）取組体制について

市町村がオープンデータの取組を進めるにあたっては、まずは、取組体制を構築する必要があります。オープンデータ推進に関する取組体制について、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」²⁰では、例えば市町村長のリーダーシップのもとで、①部署横断的な業務を遂行する企画政策担当課等が情報担当課等と連携しつつ担うといった体制の整備、②最高情報責任者（CIO）を最高責任者と位置づける、CIOの担当部署（主に情報担当課）がオープンデータの企画・調整を担当する等の例が挙げられています。また、横断的な体制、既存の担当部署のいずれも存在しない場合も、まず、情報通信技術（IT）に知見のある部署が相互に連携して取組むことや、連携体制の円滑な構築に向けた取組が重要であるとされています。

一方、先進事例では、上述のようなトップダウンによる体制の構築という例に対し、オープンデータの有効性や必要性を理解した職員が中心となって、ボトムアップで取組を展開している例も見られました。

また、「オープンデータ取組ガイド」においても、推進体制の構築に関する具体の事例等の紹介の他、職員の理解を深める方法や、財務部門の理解を深める方法についても解説されています²¹。また、地方公共団体がオープンデータの取組を開始する契機についても、

- ・ オープンデータ推進所管課からオープンデータの取組を開始する形態
- ・ 首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（スマートスタートモデル）
- ・ 首長の指示によりオープンデータの取組を開始する形態（全庁的導入モデル）

に分類し、それぞれ地方公共団体から調査した結果について整理されています²²。

市町村においてオープンデータを導入するにあたっては、これらの考え方や事例、モデルを参考にしつつ、それぞれの状況等に応じて最適な方法で取組んでいくことが望ましいと言えるでしょう。

²⁰ 注釈 15 と同じ。

²¹ 詳しくは、「オープンデータ取組ガイド」（平成 27 年 3 月 地方公共団体情報システム機構）p.30-を参照してください。

²² 詳しくは、「オープンデータ取組ガイド」（注釈 21 と同じ）p.17-を参照してください。

第3章 データのリストアップ

第3章からは、実際の取組の進め方等について解説します。およその取組の進め方としては、まず始めに歩行者移動支援サービスの提供に必要なと考えられる施設に関する情報等各種情報データのリストアップを行い（第3章）、次にリストアップしたデータを収集、必要に応じて作成、加工した上で（第4章）、オープンデータとして公表し（第5章）、オープンデータを活用したサービス提供を促すための取組を実施する（第6章）という流れとなります。

（1）データのリストアップの考え方

理念上、オープンデータとは、対象とするデータの種類や範囲を特段絞らず、できるだけ多くのデータを対象とすることが望ましいとされています。しかし、市町村が保有するデータをはじめ、世の中に存在する膨大なデータを、一括でオープンデータ化することは、その手間やコスト、関係者との調整に要する時間等を勘案すると、現実的には非効率であると考えられます。このため、まずは提供するサービスの分野や種類、利用シーンを想定し、そこで必要になると考えられるデータから順次オープンデータ化を進めることが効率的であると考えられます。

特にバリアフリーに関するデータの収集にあたっては、国土交通省が公表している「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案（改訂版）」において定めている、歩行空間ネットワークデータや施設データも参考にしてください（表3-1）。

なお、必要なデータのリストアップの考え方については、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」によると、「地域課題のうち、まずは各地方公共団体で共通性のあるテーマや、住民のニーズが高いテーマに優先的に取り組むことが効果的であると考えられる」と記載されています²³。また、「オープンデータ取組ガイド」によると、「データの選定にあたっては、地方公共団体として取り組むテーマがある場合は、テーマに沿ったデータ選定、地域特性や住民からの要望や問合せが多いデータ等から選択することも有効である」と記載されています²⁴。

²³ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成27年2月12日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室） p.3 より引用。

（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opedate_guideline.pdf）

²⁴ 「オープンデータ取組ガイド」（平成27年3月、地方公共団体情報システム機構） p.60 より引用。

表3-1. 歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータリスト

<移動に関する情報>

	対象とする経路	移動に関する情報
1	道路・通路の情報	
2		経路の種類
3		エスカレーター等の方向性
4		有効幅員
5		縦断勾配
6		段差
7		歩行者用信号の有無・種別
9		視覚障害者誘導用ブロック等の有無

<施設に関する情報>

	施設種別	施設の種類	施設に関する情報
1	官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場 郵便局、銀行、ATM設置場所 警察署（交番含む）、裁判所 市民・地区センター、コミュニティーセンター等 都道府県税事務所、税務署	名称 所在地 電話番号 緯度 経度 階層 多目的トイレの有無 エレベータの有無 エスカレータの有無 身障者用駐車場の有無 出入口の段差の有無 授乳室の有無 視覚障害者誘導用ブロックの有無 案内所の有無 案内板の有無
2	教育文化施設等	図書館 市民会館、市民ホール、文化ホール 学校（小・中・高等学校） 公民館 博物館・美術館・音楽館・資料館	
3	医療施設	病院・診療所	
4	保険・福祉施設	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	
5	商業施設	大規模小売店舗等 商店街等（地下街含む）	
6	宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	
7	公園・運動施設	公園 体育館・武道館その他屋内施設	
8	観光施設	観光施設	
9	避難場所	避難場所・避難所	
10	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者一時滞在施設	
11	交通施設	鉄道駅、タクシー乗り場、バス乗り場 等	
12	公共トイレ（単体）	公共トイレ	
13	その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設 路外駐車場 駐輪場	

（２）各地域の課題やニーズを把握する方法

各地域の課題やニーズを具体的に把握する方法としては、様々な分野における既存のニーズ調査の利用や、新たにニーズ調査を実施する方法が考えられます。

＜既存のニーズ調査の利用＞

まずは、各市町村においてこれまでに実施されたニーズ調査等の結果を活用する方法が考えられます。例えば、「福祉」や「子育て支援」、「防災」、「交通情報」等に関する既存のニーズ調査等から、移動に対するニーズに関する項目を抽出して参考にする等の方法が考えられます。

＜情報公開請求の実績やホームページのアクセス数＞

国土交通省が実施したヒアリング調査結果によると、地方公共団体に対して情報公開請求された情報データは企業活動に活用されており、ニーズの高い情報データであると考えられます。例えば、アクセスが多いホームページの情報や情報公開請求の多い情報をニーズの高い情報データと考え、オープンデータとして公開している例があります。

＜新たなニーズ調査＞

地域の福祉や観光等で活動している団体や大学、町内会、各種協議会等地域の実情に詳しい関係者と意見交換を行い、新たにニーズを収集することも効果的です。このように、直接ニーズを把握している事例として、地域の住民や団体、協議会等とアイデアソン²⁵を開催した事例を事例集③において紹介しています。また、「オープンデータ取組ガイド」では、他の市町村におけるアイデアソンの実施事例や、住民等のニーズがある情報データの募集を行った事例等²⁶についても紹介されていますので、これらの事例も移動に関する課題やニーズを把握する際の参考にしてください。

²⁵ アイデアソンとは、アイデア(Idea)とマラソン(Marathon)を合わせた造語で、参加者が限られた時間の中でアイデアを出し合い、とりまとめたアイデアを競うイベントを指しています。(出典：「オープンデータ取組ガイド」平成27年3月 地方公共団体情報システム機構 p.3より抜粋。)

²⁶ 詳しくは、「オープンデータ取組ガイド」(注釈24と同じ) p.84-86等を参照してください。

第4章 データの収集・作成

4-1 既存データサイトの活用

サービス提供にあたりニーズが高いと考えられる情報データをリストアップした後は、それらのデータを収集、あるいは作成、加工する等の作業が必要です。それぞれの情報データの保有者は多岐にわたると想定されるので、まずは、オープンデータが掲載されている既存のデータサイトを活用することから開始すると効率的です。

下記(1)～(5)では、国土交通省が開設しているデータサイトを始め、全国の地方公共団体等で活用されている既存のデータサイトの例を紹介します。なお、既存のデータサイトのオープンデータを利用する際は、各データサイトの利用規約に従う必要があります。利用規約の考え方や例、表示方法等については、「第5章 5-2 公開するデータの利用ルールのある方」で詳しく解説しています。

(1) 歩行者移動支援サービスに関するデータサイト

国土交通省では、平成27年7月より、「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」²⁷を開設しています(図4-1)。これは歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータの集約を目的としたデータサイトです。「施設に関するデータ」、「移動に関するデータ」、「その他のデータ」と3つに分類して掲載しています。なお、「その他のデータ」には、「場所に関するデータ」の他、既存の各データサイトへのリンク等も掲載しています(図4-2)。

本データサイトからは、以下(2)～(5)で紹介するデータサイトについてもリンクを貼っていますので、適宜活用ください。なお、国土交通省では、掲載するデータを順次拡大し、サイトの機能面も含めて充実する予定です。

²⁷ 詳細は、国土交通省の「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」を参照してください。
(<https://hokoukukan.go.jp/top.html>)



コンテンツの例

データ一覧

鉄道駅周辺施設に関するデータ項目(06.3.31時点)

種別	件数	データ説明書	データ
JR	1202件	PDF形式	CSV形式
私鉄	120件	PDF形式	CSV形式
地下鉄	61件	PDF形式	CSV形式

バス・ミナル施設に関するデータ項目

地域名	件数	データ説明書	データ
全国	116件	PDF形式	CSV形式

旅客駅・ミナル施設に関するデータ項目

地域名	件数	データ説明書	データ
全国	748件	PDF形式	CSV形式

航空駅・ミナル施設に関するデータ項目

地域名	件数	データ説明書	データ
全国	108件	PDF形式	CSV形式

図 4-1. 歩行者移動支援サービスに関するデータサイトのトップページ及びコンテンツの例

施設のバリアフリーに関するデータ

バリアフリーに関する情報(例)
 ・エレベータの設置基数
 ・障害者対応型便所の設置の有無
 ・視覚障害者誘導用ブロック設置の有無

- 鉄道、バス、港湾、空港各旅客施設のバリアフリーに関するデータ(csv形式)。
- 認定特定建築物に関するデータ(都市局)
 「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁(都道府県知事等)の認定を受けた特定建築物(不特定多数が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)のデータ(csv形式)。
- 官庁施設のバリアフリーに関するデータ(厚生労働省・国税庁・都市局・官庁営繕部)
 国土交通省地方整備局及び地方運輸局等の施設、厚生労働省が管理する施設のバリアフリーに関するデータ(EXCEL形式)。
- 国立の各種医療・福祉関連施設のバリアフリーに関するデータ(厚生労働省)
 国立の各種医療・福祉関連施設のバリアフリー情報に関するデータ(EXCEL形式)。
- 国際観光ホテル整備法に基づいて登録されたホテル・旅館のデータ(観光庁)
 国土交通省・観光庁に登録された、国際観光ホテル整備法に基づき、訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる施設として一定のサービスレベルが保証されたホテル・旅館の一覧のデータ(EXCEL形式)。
- 官庁施設のバリアフリーに関するリンク集(厚生労働省・法務省)
 国立国会図書館各施設及び裁判所または裁判所管内、国立の各種医療関連施設のバリアフリーに関する情報が閲覧できるwebページのリンク先を掲載。

移動に関するデータ

- 歩行空間ネットワークデータ(総合政策局)
 段差や幅員、スロープなどのバリア情報を含んだ歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータ(csv, GML形式等)。

その他のデータ

- 無料公衆無線LANスポットに関するデータ(観光庁)
 訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線LANスポットに関するデータ(csv形式)。
- 国土計画に関するデータ(国土政策局)
 2010年国勢調査人口をもとに2050年人口を1kmメッシュ単位で推計したデータや道路ネットワークデータ(高速道路を除く)を利用して市区役所・町村役場からの時間距離を計算したデータ等(EXCEL形式等)。

※次頁に続く

その他の
データ
(リンク)

■国土数値情報 ダウンロードサービス(国土政策局)

国土形成計画、国土利用計画などの国土計画の策定や推進の支援のために、国土に関する様々な情報を整備、数値化したデータ。国土数値情報では、福祉施設や警察署学校などの位置情報や名称、所在地のデータ項目が整備されている。

■国土交通省ハザードマップポータル(道路局・水管理・国土保全局・地方公共団体)

「重ねるハザードマップ」では、地図や空中写真に、浸水想定区域や道路情報、危険箇所などを重ねて閲覧することができ、区境、県境もなくシームレスにマップを表示可能。また、「わがまちハザードマップ」では、市町村と災害の種類を選んで検索し、各市町村のハザードマップを閲覧できる。

■地理院地図(大臣官房・国土地理院)

国土地理院が提供する、容易にサイト構築やアプリ開発に利用可能なウェブ地図の一般的な形式(タイル形式)の地図データ。標準地図や空中写真、標高図等66種類のデータが用意されている。

■DATA GO JP(内閣府)

日本(国)のオープンデータのポータルサイト。

■OPEN DATA METI(経済産業省)

経済産業省がオープンデータを実践するために設置した試験サイト(β版)。

■Link Data(City Data)(民間団体)

地域資源の情報をオープンデータとして共有していくためのデータベースサイト。全国自治体がオープンデータを掲載。

■DATA for CITIZEN(会津若松市)

会津若松市のオープンデータ利活用基盤サイト。会津若松市に限らず、いくつかの自治体のデータも掲載。

■全国バリアフリー旅行情報(民間団体)

全国のバリアフリー観光地を、日本バリアフリー観光推進機構が定めた調査および相談システム「パーソナルバリアフリー基準」によって調査した、観光バリアフリー情報のポータルサイト。

■車椅子でお出かけバリアフリーマップ(民間団体)

車椅子ユーザーが作る、車椅子ユーザーのためのバリアフリーマップ。

■ピクニック全国バリアフリー情報(民間団体)

ピクニックは障がい者・高齢者をはじめ、そのご家族や友人、福祉に関心のある人たちに外出時や旅行の際に役立つ様々な施設のバリアフリー情報をはじめ、生活に役立つ情報を紹介する情報サイト。

■らくらくおでかけネット(民間団体)

高齢者や障害のある方等が全国の公共交通機関を円滑に利用できるように「鉄軌道駅、空港、旅客船ターミナル、バスターミナル」のバリアフリー情報をインターネットにおいて提供するサイト。

図 4 - 2. 歩行者移動支援サービスに関するデータサイトに掲載中のデータ

(平成 28 年 9 月)

(2) 国土数値情報 ダウンロードサービス²⁸

国土交通省では、国土形成計画等の国土計画の策定等を支援するために、国土に関する様々なデータを「国土数値情報」として整備、数値化し、公開しています（図4-3）。

国土数値情報では、歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられる施設名称や所在地の情報が施設ごとに整理されています。本データサイトにおいてデータが公開されている主な施設には、官庁、警察署、図書館、福祉施設、学校、病院、郵便局、博物館、運動施設、鉄道、避難場所があります（表4-1）。

ただし、国土数値情報は、概ね2万5000分の1地形図をベースに作成されていること、民間の出版資料等を原典として作成しているデータがあること等から、データの位置精度やライセンスに留意して使用することが必要です。なお、国土数値情報の利用にあたっては、「国土数値情報ダウンロードサービス利用約款」に従ってください。

図4-3. 国土数値情報 ダウンロードサービスのトップページ

²⁸ 詳細は、国土交通省国土政策局の「国土数値情報ダウンロードサービス」を参照してください。
(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

表 4 - 1. 国土数値情報の主なデータ項目

データ名	データ項目
福祉施設	位置、所在都道府県名、所在市町村名、市区町村名を除いた所在地、施設分類、名称、管理者、定員、原典資料名、主題属性取得資料名
警察署	位置、名称、都道府県コードと市区町村コード、施設の区分、所在地、管轄範囲、各警察署の管轄範囲
学校	位置、都道府県コードと市町村コード、施設分類、学校分類、名称、所在地、管理者コード
医療機関	位置、医療機関分類、名称、所在地、診療科目、開設者分類
避難施設	位置、都道府県コードと市町村コード、名称、住所、施設の種類、収容人数、施設規模、災害分類

(3) 地理院タイル²⁹

国土交通省国土地理院では、地理空間情報の整備・更新・活用を推進することにより、誰もがいつでもどこでも地理空間情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」の実現に向けて取り組んでいます。国土地理院のウェブ地図「地理院地図」の地理空間情報「地理院タイル」は、様々な用途で利用できるウェブ地図形式（タイル形式）の地図データであり、民間が提供している優れた技術と自由に組み合わせてサイト構築やアプリケーション開発に活用することができます（図4-4）。なお、地理院タイルの利用にあたっては、政府標準利用規約に基づく「国土地理院コンテンツ利用規約」に従ってください。



図 4 - 4. 地理院地図（地理院タイル）の例

²⁹ 詳細は、国土地理院のホームページ「地理院タイルを用いた開発」(<http://maps.gsi.go.jp/development/index.html>) を参照してください。

(4) DATA.GO.JP³⁰

DATA.GO.JP は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室による企画・立案の下、総務省行政管理局が運用するオープンデータに係る情報ポータルサイトです（図4-5）。本データサイトは、国の各府省の保有データをオープンデータとして利用できる場として、データの提供側・利用側双方にオープンデータのイメージを分かりやすく示すことを目的とした「データカタログサイト」となっています。また、国際的には、日本政府の一元的なオープンデータのサイトの取組として認知向上を図ることとしています。

本データサイトでは、二次利用が可能な公共データの案内・横断的検索が可能です。また、オープンデータの取組に関する情報や他のデータベースサイトへのリンク等も掲載されています。なお、本データサイトの利用にあたっては「DATA.GO.JP」の利用規約に従ってください。



図4-5. DATA.GO.JP データカタログサイトのトップページとコンテンツの例

(5) その他の主体が運営するデータサイト

その他の主体が運営する既存のデータサイトとしては、オープンデータに先進的に取り組んでいる地方公共団体が運営するデータサイトのほか、民間団体が運営するデータサイトがあります。民間団体が運営するものでは、例えば LinkData.org（オープンデータ活用支援プラットフォーム）³¹や、CityData（地域資源の情報をオープンデータとして共有していくためのデータベースサイト）³²等があります。これらのデータサイトは、オープンデータに取り組む多くの地方公共団体にデータの公開サイトとして活用されています。

³⁰ 詳細は、DATA.GO.JP のホームページ（<http://www.data.go.jp/>）を参照してください。

³¹ 詳細は、LinkData.org のホームページ（<http://ja.linkdata.org/>）を参照してください。

³² 詳細は、CityData のホームページ（<http://citydata.jp/>）を参照してください。

4-2 新たにデータ収集・作成・加工等を行う場合

上記で紹介した既存のデータサイトだけでは十分なデータが収集できない場合も考えられます。また、特に施設データの場合、表4-2に示すように、各市町村が施設管理者となっている施設が多いこともわかります。このため、歩行者移動支援サービスという地域に密着したサービスが提供されるためには、各市町村が主体的に自らが保有する各種情報データのオープンデータ化、あるいは、必要に応じてサービス提供に必要と考えられるデータの作成、加工等を行い、それらのデータのオープンデータ化を進めていく必要があります。

表4-2. 各施設データの主な管理者

主な管理者	施設の 種類数	主な施設
①行政 (国・都道府県・市町村)	32 (国・都道府県:5 市町村:27)	役所、税務署、警察署・交番、図書館、公民館、集会所、老人・障害者福祉施設、児童福祉施設、学校、文化・歴史施設、観光案内所、体育館、公園、避難所等
②公益的団体 (公共交通事業者等)	12	鉄道駅、バス停、空港等
③民間団体	12	ホテル、百貨店、コンビニ、飲食店等

(平成26年度 第3回 ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会 資料2より抜粋)

(1) 庁内に存在するデータの収集

<庁内各部局との連携・調整>

各市町村の庁内で保有しているデータの収集にあたっては、まず、当該データを保有する各部局との連携・調整が重要です。「第2章 2-5 (2) 取組体制について」においても解説したように、オープンデータを先進的に導入している事例では ICT に知見のある担当部局がオープンデータに関する庁内の取組全体を担当している場合が多く、庁内の各部局が保有するデータの収集にあたっては、これらの ICT 担当部局が、ウェブサイトのコンテンツ管理を担当する広報担当や各部局と連携・調整しながら、オープンデータ化できるデータの有無を照会する等してデータ収集を行う例が多く見られます。

この他、インターネットの公開情報から先行してオープンデータ化を進めている事例もあり、「すぐにできるところから取組む」工夫も有効であると言えます。また、可能であれば、庁内に存在する各種情報データの「棚卸し」を行うことで、どのようなデータがどれくらい、どこに存在するのかを整理することも、同じ様なデータの作成や収集にコストをかけるという無駄を回避することができるため有効であると考えられます。

<庁内各部局の理解を高めるための取組の実施>

また、庁内全体でオープンデータに対する理解を高めるため、オープンデータに関する勉強会や研修を開催している例等もあり、これらの取組も並行して実施すると効果的であると考えられます。

<庁内各部局によるデータ提供等が容易に可能なシステムの構築>

さらに、ICT 担当部局だけに負荷がかかることを避けるため、庁内のデータを保有している各部局がデータの更新やホームページへの掲載を容易にできるようなシステムを構築・導入している例も見られます。例えば、庁内各部局から特定のメールアドレスにデータを添付して送付することで、専用のオープンデータサイトに自動的に公開される仕組みを構築している例や、専用のオープンデータサイトにユーザー登録することで、特定のデータサイト利用者からもデータ登録を行うことができるような仕組みを構築している例が見られます。

また、地方公共団体で運用中の庁内向けの GIS や住民公開用の WebGIS のデータを活用することで、オープンデータ化をするデータ収集・作成・加工の手間を最小限に抑えることができます。

(2) 庁外に存在（民間団体等が保有）するデータの収集

歩行者移動支援サービスの提供にあたっては、民間団体等が管理する施設等に関するデータも必要になることが考えられます。例えば、その民間団体等が管理する施設等が不特定多数の人々の来訪を目的としている場合、既にその民間団体等が顧客サービスの一環として、歩行者移動支援サービスの提供にも利用可能な何らかのデータを作成・保有している可能性が考えられます。この場合、それらのデータをオープンデータ化することにより、高齢者や障害者等を含め様々な利用者の移動に対するニーズに資する可能性が大きいこと、ひいてはユニバーサル社会の構築に向け歩行者移動支援サービスの普及促進に資すること等について当該民間団体等に丁寧に説明した上で、理解と協力を仰ぐというアプローチが有効であると考えられます。

なお、民間団体等からデータの提供を受ける方法としては、データそのものの提供を受ける方法に加え、当該民間団体が設置しているホームページ等においてオープンデータ化し、それに市町村のデータが掲載されているウェブサイト等からリンクを貼るという方法が考えられます。その際のデータの公開方法や利用規約³³等については、予め民間団体等と合意をとっておく必要があります。

³³ 利用規約に関する詳細は、「第5章 5-2 公開するデータの利用ルールのあり方」を参照してください。

<民間団体等が管理する施設のバリアフリー情報の場合>

民間団体等が保有する施設のバリアフリー状況に関する情報には、国や地方公共団体がバリアフリー法に基づき収集しているものもあります。そこで、まずはオープンデータの担当部局とバリアフリー施策の担当部局が連携して、バリアフリー法に基づく民間団体等が管理する施設の整備状況等に関するデータを確認し、共有する方法が考えられます。

なお、行政が保有しているデータであっても、これらのデータの公表については民間団体等施設管理者の承諾を得る必要があるため、前述したように、歩行者移動支援サービスの目的や内容を丁寧に説明した上で、理解と協力を得ることが重要になります。

(3) 歩行空間ネットワークデータの作成

歩行空間ネットワークデータは、経路の種類や段差、有効幅員等、経路に関する情報を持たせることができるデータです。歩行空間ネットワークデータを作成するための仕様としては、国土交通省が「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案（改訂版）」を公表していますので、詳しくは仕様案をご覧ください。データを作成する際には、段差や有効幅員等の現地計測に加えて、計測したデータを地図上に記載するための GIS（地理情報システム）等を利用すると便利です（表 4-3）。

表 4-3. 歩行空間ネットワークデータの整備手順例

段階	作業内容
データ整備の計画	①データ整備範囲を計画 ・サービスの対象範囲に合わせてデータ整備範囲を計画します。
	②資料収集整理 ・データの調査に必要な基礎資料として、背景となる地図、地域団体や行政が持つバリアフリー情報等を収集します。
現地計測の準備	③現地計測に用いる地図の加工 ・2500分の1の都市計画図や、国土地理院の基盤地図情報等の地図データを用意します。 ・用意したデータは、GISソフトやCADソフト等に読み込み、地図として利用できるように加工します。
	④地図上にノード・リンクの大まかな作成 ・地図上に、事前に計画した範囲内の歩行空間に沿ってノードやリンクを大まかに作成します。
	⑤現地計測したデータを記録する調査票の作成 ・地図上に大まかに作成したノードやリンクの一覧を印刷し、現地計測した結果を記録する調査票として準備します。
現地計測	⑥現地計測 ・現地で歩行空間の段差や有効幅員等を計測し、該当するリンクと対比しながら、準備した調査票に記録します。
歩行空間ネットワークデータの作成	⑦調査票の記録内容を表形式のファイルとして作成 ・調査票に記録した段差や有効幅員等の属性情報を Excel 等により表形式のファイルとして作成します。
	⑧歩行空間ネットワークデータの作成 ・GISソフト等を用いて地図上のノードやリンクと調査票の属性情報を統合し、歩行空間ネットワークデータを作成します。
	⑨場所情報コード ・リンクやノードを識別するIDとして、国土地理院が管理する「場所情報コード」があり、利用を推奨します。
	⑩歩行空間ネットワークデータの出力 ・歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案（改訂版）に定められたファイル形式により、データを出力します。

(4) データの作成・加工について

新たにデータを作成する場合、あるいは収集したデータが紙や PDF 形式の場合には、可能な限り、コンピュータープログラムが処理しやすい機械判読に適したデータ形式にすることが望ましいと言えます。機械判読に適したデータ形式でデータを作成し公表、つまりオープンデータ化することで、データ利用者にとってはデータの利活用が容易となることから、その分、それらのデータを活用したサービスが生み出されやすくなります。

ただし、市町村が保有するデータを全て一度に機械判読に適したデータ形式に変換するにはコストも労力も要すると想定されるため、まずは PDF 形式でも公表することを優先し、例えばデータの更新時期等に合わせて機械判読に適したデータ形式への変換を行う方法が効率的です。また、公共データの作成を外部業者等に委託する際に、機械判読に適したデータ形式によるデータの納品形態を定めておく方法³⁴も有効であると考えられます。

<ファイル形式>

機械判読に適したデータのファイル形式には、Excel (.xls)、CSV、GML 等があります(表 4-4)。なお、オープンデータとして公開する場合、ISO (国際標準化機構)、JIS (日本工業規格) 等、国際的な機関もしくは国内で制定されたファイル形式で公開するのが望ましいとされています³⁵。

表 4-4. 情報の種類とファイル形式³⁶

情報の種類	ファイル形式	拡張子例
公共施設や AED の位置情報を含むもの	表形式	• csv • xlsx 等
文字や図形、画像等が混在しているもの	文章形式	• html • xml 等
地図上の特定の領域の人口密度や交通量を表す際には、線や面等のベクトルデータを表現可能なファイル形式が適しています。	地理空間情報	• shp • gml • kml 等

<緯度・経度の付与>

歩行者移動支援サービスに必要な施設に関するデータは、施設の所在地を示す緯度・経度を付与することで、サービス提供者(アプリケーション等の開発者)の開発の手間を軽減す

³⁴ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室) p23 より引用。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendate_tebikisyo.pdf)

³⁵ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」(平成 27 年 2 月 12 日、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室) p.9 より引用。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendate_guideline.pdf)

³⁶ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」(注釈 34 と同じ) p24 の表を編集。

ることにつながります。そのため、オープンデータとして公開する場合は、施設データに緯度・経度を付与することが望ましいと考えます。

緯度・経度の情報が不明な場合は、住所情報から緯度・経度情報を算出する無償のアプリケーションを利用することもできます。国土交通省国土地理院では、住所情報を緯度・経度に変換する「地理院マップシート」³⁷を無償で提供しています（図4-7）。

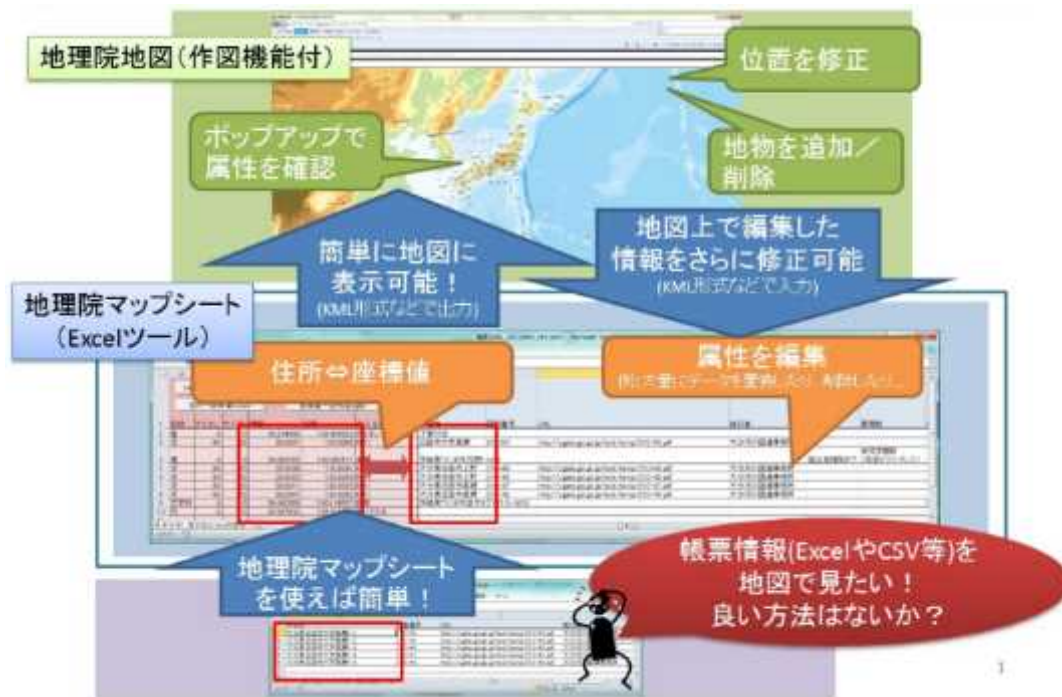


図4-7. 住所情報から緯度・経度を算出するサービス「地理院マップシート」

<メタデータの作成>

メタデータとは、例えば、「ファイル形式がCSV」である等、公開するデータ自体がどのようなデータであるかを示す情報を指します。メタデータを整理することで利用者が必要なデータを探しやすくなるため、二次利用可能な利用規約³⁸で、本体のデータと一緒に公開することが望ましいと言えます。メタデータの項目としては、表4-5に示すようなものが考えられます。

³⁷ 国土交通省国土地理院が提供している「地理院マップシート」についての詳細は、
(http://renkei2.gsi.go.jp/renkei/130326mapsh_gijutu/index.htm) を参照してください。

³⁸ 利用規約やライセンス (CCBY) に関する詳細は、「第5章 5-2 公開するデータの利用ルールのあり方」を参照してください。

表 4-5. メタデータの例³⁹

項番	項目	記載例
1	タイトル	A E D の設置場所
2	URL	http://・・・
3	説明	〇〇市の A E D 設置箇所の一覧です
4	連絡先	広報広聴課
5	作成者	情報政策課
6	タグ	医療
7	データ形式	C S V
8	ファイルサイズ	30000
9	最終更新日	2015-01-01
10	ライセンス	CCBY

<データの分類とタグ付け>

データを公開するにあたって検索や管理がしやすいよう、データを分類（カテゴリー化）するか、タグ付けを行うことも有効です。また、データの分類やタグ付けを行うにあたっては、地方公共団体間で共通性を確保できるよう、既存の分類、タグ付けの方法を参考にするのがよいと考えられます⁴⁰。

なお、機械判読に適した記載方法やデータ作成にあたっての留意事項等、さらに詳しい情報については、「二次利用促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）別添「数値（表）、文章、地理空間情報のデータ作成にあたっての留意事項」⁴¹や、「オープンデータガイド ～オープンデータのためのルール・技術の手引き～第 2 版」第 9 章⁴²を参照してください。

³⁹ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」（注釈 34 と同じ） p29-31 を参考に作成。

⁴⁰ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」（注釈 34 と同じ） p.32-33 を参考に作成。

⁴¹ 「二次利用促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成 25 年 6 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>）の別添を参照してください。

⁴² 「オープンデータガイド～オープンデータのためのルール・技術の手引き～第 2.1 版」（平成 28 年 6 月 22 日 一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構） p.19 を参照してください。
（http://www.vled.or.jp/results/OpenDataGuide_v21_fix.pdf） p.122-を参照してください。

第5章 データの公開

5-1 データの公開方法

市町村が収集・作成等をしたデータについては、地方公共団体が運営するウェブサイトでオープンデータのコンテンツを公開する方法（公式サイトの一部にオープンデータのサイトを開設、あるいは公式サイトから独立した別のサイトを開設）の他、府省が運営するウェブサイトや民間団体が運営するウェブサイトにデータを掲載する方法や、分野横断的な検索機能等を有するデータカタログサイトを構築すること等が考えられます⁴³。

先行的にオープンデータを進めている事例では、既存のホームページ内にオープンデータに関する専用ページを追加し、CSV形式等で公開している場合が多くみられます。

また、専用のデータカタログサイトを構築し公開している事例もあります。これらの事例では、「第4章 4-1（5）その他の主体が運営するデータサイト」で紹介しているような民間団体が運営し、無料で利用できるデータカタログサイトにも多くの場合データを掲載しています。

なお、データ公開サイトを作成する際の手順は下記①～⑤に示すとおりです⁴⁴。

①公開サイトの方針策定

- ・どのようなサイトを用意するかを決めます。ホームページ型とカタログサイト型等が考えられます。

②利用ルールの設定

- ・データを利用する際のルールを設定します⁴⁵。

③データ公開サイトの構築

- ・必要に応じて外部業者から調達する等してデータ公開サイトを構築し、データを登録します。

④運用ルールの策定

- ・③と並行して、データ更新手順や意見・問合せ対応手順等を決めます。データ更新手順は、データ所管部署から追加・更新データを入手してWebに登録するまでの手順を考え決定します。意見・問合せ対応手順は、利用者等から寄せられた意見や問合せについて、対応部署の切り分けと割り振り、回答する手順や様式等を決定します。

⁴³ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成27年2月12日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendate_guideline.pdf） p.6 より引用。

⁴⁴ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室） p.38-53 を参考に作成。なお、それぞれのステップにおける具体的な作業内容やその他留意事項等については、「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書」を参照してください。（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendate_tebikisyo.pdf）

⁴⁵ 詳細については、「第5章 5-2 公開するデータの利用ルールのあり方」を参照してください。

⑤公開データ以外のコンテンツの作成

- ・ 表 5 - 1 に公開データ以外のコンテンツの例を示しています。

表 5 - 1. 公開データ以外のコンテンツの例⁴⁶

コンテンツ	備考
利用ルール	分かりやすい箇所に記載し、常に確認できる状態にします。
問合せ、意見受付先	受付フォーム等を用意します。
オープンデータの取組事例紹介、活用イメージ等	利活用を推進するためのコンテンツを用意します。
よくある問合せ (FAQ)、関連リンク集等	サイトの利便性向上のため、運用開始後、随時見直しを行います。
API によるアクセス方法等の開発者向け情報	—

⁴⁶ 「オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書」(内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) (注釈 49 と同じ) p.50 を参考に作成。

5-2 公開するデータの利用ルールのあり方

(1) データ保有者が公開するデータの著作権等の位置づけ

データ著作権等の関係で留意すべき事項としては、下記のとおりです⁴⁷。なお、著作権法上の著作物等の定義については表5-2に整理しているとおります。

- ・ 事実や数値データは、著作物とはならず、著作権の保護対象にはなりません。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合も、素材・数値データが著作物でない場合は、素材・数値データを利用することは著作権法の観点からは制限されません。
- ・ 著作権者は、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示しておくことができるので、データ保有者が著作権者である著作物を公開するにあたり、どのような条件で利用を認めるかは、著作権法の範囲内で、データ保有者が判断し、表示することができます。
- ・ 国又は地方公共団体の著作物については、国有財産法第2条に規定する国有財産又は地方自治法第238条の公有財産に該当しないため、これらの法令の適用はありません。また、国有財産法及び地方自治法は、公開されている著作物が二次利用されることに對し何ら制約を加えるものではありません。
- ・ 国又は地方公共団体が著作権者となる著作物の中にも、第三者が著作権者である著作物が含まれる場合があります、そのような著作物をどのような条件で利用を認めるかについては、当該第三者（著作権者）の判断によります。

表5-2. 著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）上の著作物等の定義

用語	定義
著作物 (第2条1項)	思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
編集著作物 (第12条)	編集物（データベースに該当するものを除く。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの
データベースの著作物 (第12条の2)	データベース（論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの。）でその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの

(2) データ保有者が公開するデータの利用ルールについての基本的な考え方

著作権処理や著作権の表記方法等がデータ保有者によって異なる場合、利用者にとっては

⁴⁷ 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的な考え方（ガイド）」（平成25年6月）、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議 p.3-4 より引用。
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>)

個別の利用ルールの確認や権利処理の手続が煩雑になるため、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的な考え方（ガイドライン）」⁴⁸に準じ、統一的に運用されることが望ましいとされています⁴⁹。

なお、第5章 5-2（1）、及び（3）①では、上記ガイドラインに基づいて解説しています。

（3）採用すべき利用ルールと表示方法

①データ保有者が行政の場合の公開データの利用ルールの考え方

国又は地方公共団体が公開するデータの二次利用を促進する観点から、下記の示す考え方によるものとしています⁵⁰。

- ・ 著作物でないデータについては、著作権の保護対象外である（著作権を理由とした二次利用の制限はできない）ことを明確にします。
- ・ 国又は地方公共団体が著作権者である著作物に関する利用ルールについては、営利目的も含めた二次利用を認めるものとし、可能な限り統一的なものとしします。
- ・ 著作権を根拠に公開データの一部について二次利用の制限を行う場合には、例えば、二次利用の制限をする部分の著作物について第三者が著作権者であること、既に作成・保有している著作物について著作権者が明確でないこと等、二次利用を制限する理由とともに、二次利用を制限する部分を明確に表示します。
- ・ 新たに作成・入手するデータについては、当該データの二次利用を認めることができるよう、事前に関係者との間で合意をとるよう努めます。このため、公共データの作成等を外部業者等に委託する際には、国又は地方公共団体が当該データを二次利用可能な条件で公開できるように契約を締結することが望ましいと言えます。
- ・ 個別法の規定等、著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき公開データの二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限に限定し、その内容及び根拠を明確に表示する。当該表示については、可能な限り統一的なものとしします。
- ・ 公開しているデータを第三者が二次利用し、当該二次利用されたデータを利用した者に損害が生じた場合も、国又は地方公共団体は責任を負わない旨を明確にします。

⁴⁸ 注釈 52 と同じ。

⁴⁹ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（注釈 42 と同じ） p.7 より引用。

⁵⁰ 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的な考え方（ガイド）」（注釈 52 と同じ） p.4、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（注釈 42 と同じ） p.7 より引用。

②既存の利用ルールを活用

国内外のデータの有効な利活用を図る観点から、国際的な標準ルールとすることも重要であるといえます。そのため、既存の利用ルールである「**クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 日本**」⁵¹、通称 **CC-BY** を採用することが望ましいとされています⁵²。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（**CC ライセンス**）とは、インターネット時代の新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良い」という意思表示をするためのツールです。利用条件として、「出典表示（**BY**）」、「非営利（**NC**）」、「継承（**SA**）」、「改変禁止（**ND**）」の4つがあり、このうち出典表示は必須となっていることから、残りの3つの条件の組合せにより6種類のライセンスがあります（表5-3）。**CC ライセンス**を利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布や改変等を行うことができます。

表5-3. 6つのCCライセンス

		営利目的での利用	
		許可する	許可しない
元の作品の改変	許可する	表示 (CC-BY)	表示-非営利 (CC-BY-NC)
	許可するが 同一ルール利用	表示-継承 (CC-BY-SA)	表示-非営利-継承 (CC-BY-NC-SA)
	許可しない	表示-改変禁止 (CC-BY-ND)	表示-非営利-改変禁止 (CC-BY-NC-ND)

ただし、公開するデータや改ざん等のリスクの大きさに応じこれに寄り難い場合については、国のデータカタログサイト「**DATA.GO.JP**」の利用規約⁵³、又は「政府標準利用規約（第1.1版：コンテンツ公表者拡大版）」⁵⁴、あるいは各府省ホームページの利用ルールのひな形である「政府標準利用規約（第2.0版）」⁵⁵によることが望ましいと言えます。

「**DATA.GO.JP**」の利用規約は、**CC-BY** を基本の利用条件としつつ、第三者権利に関する留意事項や無保証であること等も規定しています。政府標準利用規約を利用条件として選択することも可能です。**CC-BY** に追加された主な規定は、次のとおりです。

⁵¹ 平成27年9月時点で **CC-BY** の最新バージョンは4.0となっています。詳細は、クリエイティブ・コモンズジャパンのホームページ (<http://creativecommons.jp/licenses/>) を参照してください。また、「付録集 V：オープンデータの利用ルール①」にも全文を掲載しています。

⁵² 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（注釈42と同じ）p.7より引用。

⁵³ 「付録集 V. オープンデータの利用ルール②」に全文を掲載していますので参照してください。

⁵⁴ 「付録集 V. オープンデータの利用ルール③」に全文を掲載していますので参照してください。

⁵⁵ 「付録集 V. オープンデータの利用ルール④」に全文を掲載していますので参照してください。

- ・ 第三者権利について：利用者の責任で第三者の許諾を得ること
- ・ 免責について：公表者は何らの責任を負わない 等

「政府標準利用規約（第2.0版）」は、「DATA.GO.JP」利用規約（CC-BY）に対して、各府省の意見を反映した規定を追加したものとなっています。追加された主な規定は下記のとおりです。

i) 出典の記載について

- ・ 編集・加工等して利用する場合は出典と併せて、編集・加工等を行ったことを記載すること
- ・ 編集・加工した情報をあたかも公表者が作成したかのような様態で公表・利用することの禁止

ii) 利用目的について

- ・ 法令、条例又は公序良俗に反する利用を禁止
- ・ 国家・国民の安全に脅威を与える利用を禁止

iii) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意

行政が保有するデータの公開にあたって懸念される主な事項、及びそれに対応している利用規約については図5-1に示すとおりです。

なお、具体的な利用ルールについては、データを公開するウェブサイト全ての掲載データを対象として一括して表示する方法、掲載データ毎に個別に表示する方法、又はこれらの両方を表示する方法のいずれも可能です⁵⁶。

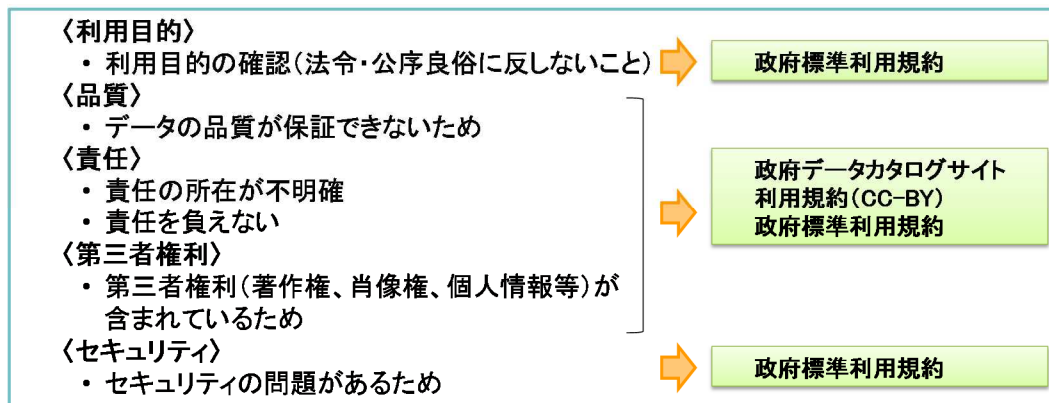


図5-1. 公共データ所有者の懸念に対応している利用規約

⁵⁶ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（注釈42と同じ）p.7より引用。

③データ保有者が行政以外（民間団体等）である場合の利用ルールと表示方法

データ保有者によっては、データを公開することによる財産的価値の逸失、機会損失、企業イメージの毀損・失墜を懸念する場合があります（図5-2）。このため、これらに配慮した利用規約（案）を付加することにより、データ保有者にデータの公開を促すことも考えられます。

表5-4に、民間団体等保有者が行政以外のデータ向けに付加する利用規約（案）の例を示しています。この利用規約（案）は、データ保有者の意向に応じて取捨選択することを目的としたものですが、例えば「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示2.1日本」等の既存の利用規約をベースに、必要な箇所について適宜適用する等してアレンジして活用する方法が考えられます。

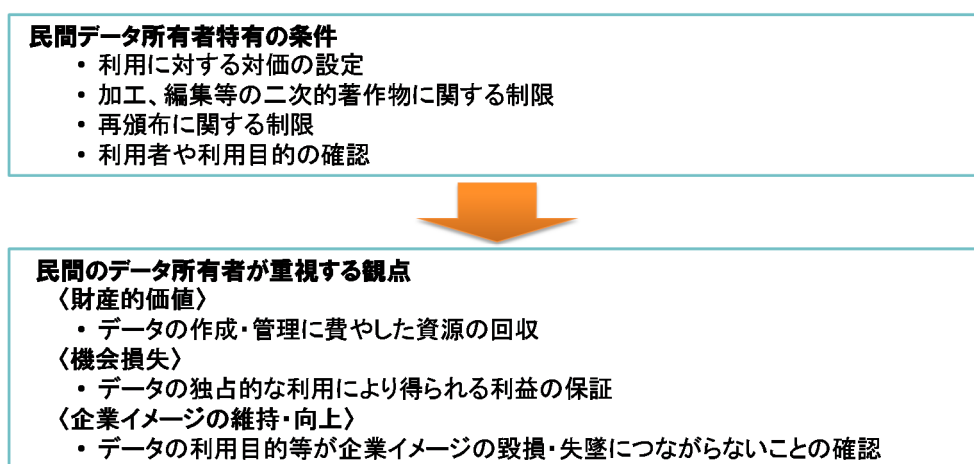


図5-2. 民間データ所有者特有の条件と重視する視点

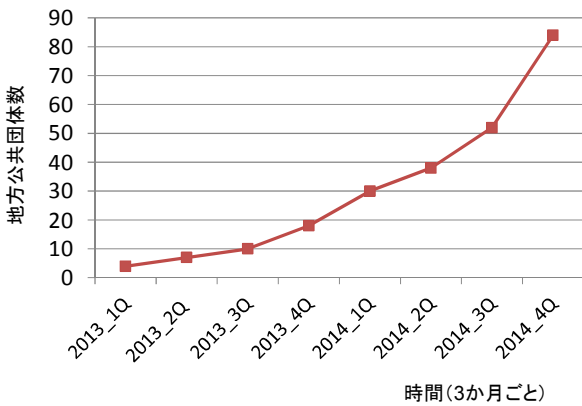
表5-4. 民間団体等向けに付加する利用規約（案）

	利用規約(案)
○利用者の制限	○第三者に対し、データの全部又は一部を譲渡・貸与することを禁止します。
○利用目的の制限	○データを歩行者移動支援サービス以外の目的で利用することを禁止します。 ○データの営利目的での利用を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者の著作権、プライバシー、財産権その他の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を禁止します。 ○第三者又はデータ提供者に迷惑をかけ、又は不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為を禁止します。
○利用方法の制限	○データを歩行者移動支援サービス以外の目的のために、複製・抽出、転記、加工・改変することを禁止します。
○公開したデータを利用した場合の責任所在	○データは、データ利用者の使用目的または要求を満たすものではありません。 また、データ提供者はデータの内容・正確性について保証しません。 ○データを利用することで生じた直接又は間接の損失及び損害について、データ提供者は何ら保証しません。

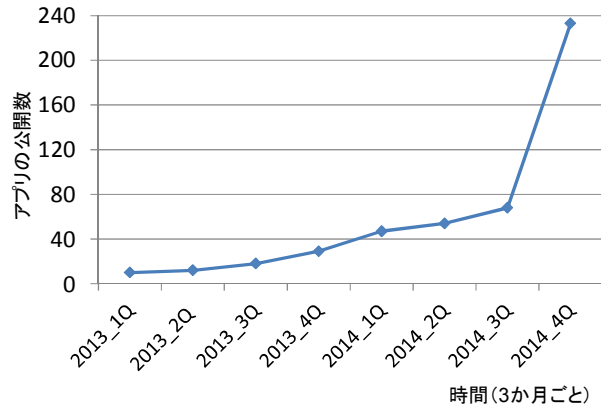
第6章 データを活用したサービスの提供

6-1 オープンデータの活用によるサービス提供の現状

オープンデータに取り組む地方公共団体数の増加と連動して、オープンデータを活用した様々なサービスの提供（アプリケーションの開発）も増加してきており、今後、オープンデータの取組を積極的に進めていくにつれて、サービスの提供もますます増加してくることが期待されます（図6-1）。



平成25年1月~平成26年12月におけるオープンデータに取り組む地方公共団体数※1の推移



平成25年1月~平成26年12月におけるアプリの公開数※2の推移

※1 福野泰介「日本のオープンデータ都市一覧」を参照。

※2 LinkData、ODP、DATA for CITIZENに公開されているアプリの最終アップデート日及び国土地理院防災アプリコンテスト、総務省オープンデータアプリコンテスト、東京メトロアプリコンテストへの応募作品を集計。

図6-1. 地方公共団体によるオープンデータの取組（左）アプリの公開数の推移（右）
（※年度末改定時にリバイス予定）

6-2 データ利用者への情報提供

オープンデータの取組を推進するにあたっては、データ利用者、つまりオープンデータを利用してアプリケーションを開発する者に対する情報提供も重要です。

(1) 歩行者移動支援サービスの対象者への配慮すべき事項

データの公開とともに歩行者移動支援サービス対象者の特徴や配慮すべき事項等を例示することにより、対象者が利用しやすいサービスが出現しやすくなる可能性があります(表6-1)。

表6-1. 歩行者移動支援サービスの主な対象者の特徴や配慮すべき事項 (P)

	対象者例	対象者の主な特徴や配慮すべき事項
①	車いす使用者	○急な坂道や凹凸のある道では、自力で動けないことがありますので、坂道や凹凸等のバリア情報を提供することが重要です。 ○多目的トイレ(スペースの広いトイレ)しか使用できませんので、多目的トイレに関する情報を提供することが必要です。
②	視覚障害者	○音声を中心に情報を得ていますので、点字だけではなく、音声等を活用した情報提供をすることが必要です。 -視覚障害のある人が、必ずしも点字を読めるわけではありません。点字を使用している人は1割で、残り9割の人は、音声(録音物、代読等)や拡大文字により情報を得ています。
③	聴覚・言語障害者	○緊急時の音声情報を可視化できるものや音に代わって光や振動等で知らせる配慮が必要です。
④	妊産婦等	○外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルームがどこにあるか分からない場合があるため、授乳室の場所の情報等を提供することが必要です。
⑤	高齢者	—
⑥	外国人	○公共交通機関やレストラン等、公共性の高い場所であっても言語表記が不十分な場合が多いため、多言語で情報を提供することが必要です。 ○無料で利用できるWi-Fi整備が不足しており、情報を得るのに苦労しますので、Wi-Fiの情報を提供することが必要です。

(2) 開発したアプリケーションに関する情報収集

データ利用者に対しては、利用ルールの周知徹底に加え、セキュリティやユーザー情報の取り扱い、利用上の注意点、責任範囲等の情報についてもわかりやすく提供することに努める必要があります。また、サービス自体の利便性向上と併せて、開発されたアプリケーションがより多くの人々に利用されるためにも、開発したアプリケーションの概要や掲載場所等について情報提供をいただくよう、広く周知することも重要です。周知の方法としては、オープンデータを提供するウェブサイトの他、ハッカソン等のイベント開催時に呼びかける等の方法が効果的であると考えられます。

（３）データに関する要望・ニーズの把握

データ利用者に対し、新たなデータに対するニーズや要望を把握するための情報提供も重要です。先進事例では、データに対するニーズや要望の確認を目的に、データカタログサイト内にデータリクエストのページを設け、データ利用者のニーズや要望を把握する仕組みを設けている場合もあります。これにより、データ利用者のニーズに対応したデータ公開の検討を進めることができ、新たなサービスの出現を促すきっかけになると考えられます。「オープンデータ取組ガイド」⁵⁷でも、ホームページでオープンデータの利用アンケートを行っている事例が掲載されているので参考にしてください。

（４）既存の地域関連情報等の提供

先進事例において開発されたアプリケーションの中には、既存の地域関連情報の提供サービスと併せて歩行者移動支援サービスが提供されているものも見られます。このように、他の様々なサービスと連携して一体的な情報が提供されると、より使い勝手や付加価値の向上につながるものと考えられます。このため、既存の地域関連情報についても、データ利用者の目に留まるように情報提供をしたり、データサイトにリンクを張る等しておく効果的であると考えられます。

⁵⁷ 「オープンデータ取組ガイド」（注釈 21 と同じ）p.100 等を参照してください。

第7章 おわりに

本ガイドラインは、地域の課題やニーズに対応した多様な歩行者移動支援サービスが、民間等様々な主体により創出され展開されていく社会を目指し、市町村が主体となって、移動に関するデータのオープンデータ化やそれらのオープンデータの利活用に向けた取組を行うための手順や方法等について解説することを目的として作成したものです。

付録1掲載の「オープンデータによる歩行者移動支援の普及促進に向けた提言」でも述べられているように、急激な人口減少、少子化、異次元の高齢化が進展する中、豊かで活力ある社会を築き、維持し、発展させていくためには、これまでの行政の進め方や行政と地域住民との関わりを変えていかなければなりません。全てのことを単独で行うことが難しくなる時代、つまり、行政だけではできない、個人だけでもできないことが増えていく時代を迎える中、様々な課題に対して社会全体で向き合い、協力し合い、支え合いながらそれぞれの課題を解決していくことが強く求められています。オープンデータという考え方は、まさに社会全体で支え合いながら課題を解決していこうという考え方であり、行政の進め方に対する大きなパラダイムチェンジと言えます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技会も控え、高齢者や障害者、訪日外国人等も含む誰もが自由にストレス無く活動できるユニバーサル社会の構築に向け、国と地方、官と民、それぞれ役割分担のもとで積極的に取組を進めていくことが求められています。このユニバーサル社会構築にあたり、その一躍を担っているオープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの普及に向けても、最も地域のニーズや課題に直面し、地域に密着した様々なデータを保有している市町村の役割は非常に重要であると言えます。国土交通省においても、本ガイドラインも含め、必要な支援を積極的に行ってまいります。

なお、本ガイドラインは、上記提言内容を踏まえた最初の改訂版となります。上記提言では、本ガイドラインに反映したオープンデータの推進以外にも、簡易な歩行空間ネットワークデータの整備手法の開発や場所情報インフラの共有化の等の必要性についても言及されており、これらの課題についても現在、国土交通省において検討を進めているところです。これらの検討成果を踏まえた上で、今後も逐次、本ガイドラインを改訂していく予定です。